

2007. 1. 26 第22号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◇ 目 次 ◇◆

【 農村振興支援情報 】

■ 美しい農村を守り育むために

- ◇バイオマス関連事業地区の紹介（その3）
～新潟県上越市の取組～

- ◇近江八幡市が全国第1号の景観農業振興地域整備計画を策定

■ 平成19年度事業新規拡充内容の紹介

- ◇農村コミュニティ再生・活性化支援事業

- ◇広域連携等バイオマス利活用推進事業等（拡充）
～バイオマスプラスチックのリサイクル推進～

- ◇広域連携共生・対流等対策交付金

■ 地域の実態に応じた多様な取組

- ◇交流人口の拡大に向けた担い手育成を目指して
～「いしかわ地域づくり塾」の取組～

- ◇三重県多気郡大台町栗谷地区に体験民宿が開業
～山里の暮らしに触れてみませんか～

■ 報告・お知らせ

- ◇平成18年度 第2回「立ち上がる農山漁村」有識者会議が開催されました！
- ◇立ち上がる農山漁村有識者会議&知財研修会の開催

■ 農村振興局各課の紹介

- ◇農地整備課を紹介します！

■ 美しい農村を守り育むために

◇バイオマス関連事業地区の紹介（その3）

～新潟県上越市の取組～

新潟県上越市は、バイオマスの種類も賦存量も豊富であり、また、資源循環に関する関心は従来から高く、これまでに民間企業も含め様々な取組が実施されました。このような一連の動きの中で、上越市は木質バイオマスの地域内循環を目指し、平成15、16年度にバイオマス利活用フロンティア整備事業において、バイオマスプラスチック製造設備を整備し、民間事業者と連携したバイオマスプラスチックの製造を開始しました。そして、平成17年6月に公表した「上越市バイオマスタウン構想」内では、同設備と既存の木材チップ化施設等既存施設を取り込む形で、原料の供給から製品の製造までが一体となった施設整備を計画しています。

現在、バイオプラスチック施設やチップ化施設等一部の施設は完成、稼動していますが、それ以外についてはバイオマスの環づくり交付金により平成17年度から3ヵ年かけて施設整備を行います。

これら施設は基本的に1箇所の団地に建設されますが、その予定地は比較的平野の中心に近い場所に確保されており、運搬等にも有利な場所です。

上越市の取組で最も特徴的なことは、複数の施設をうまく組み合わせて利用する計画であり、また、官と民がうまく連携していることです。そこには両者の結びつきを強めるリーダー的人材がいることです。今後このようなリーダー的人材を育成していくことが国として大きな責務であると考えさせられる取組です。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.biomass-hq.jp/biomasstown/pdf/joetsu.pdf>

（地域整備課集落排水・地域資源循環室）

◇近江八幡市が全国第1号の景観農業振興地域整備計画を策定

滋賀県近江八幡市は昨年12月28日、円山、白王及び北之庄町の田畑やヨシ原を中心とした261.5haを対象に、全国で初めて、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画を策定しました。

本計画は「孫に残したい風景」をテーマに地元住民、行政及び学識経験者で議論を重ね、「農村景観は営農の継続により成り立っている」との共通認識のもと①水田農業の持続性の確保、②地域に特徴的な農地の保全及び水路の保全と更新、③耕作放棄地発生防止、④ヨシ生産とヨシ原の保全、⑤景観と調和のとれた農業用施設の整備、⑥地域独自の風景を活かした農産物のブランド化等の農村景観保全・形成に係る基本的方針を定めたものとなっています。

近江八幡市のHPはこちらをご覧ください（詳細は平成19年2月にHP掲載予定）。

<http://www.city.omihachiman.shiga.jp/sangyokeizai/keikannoson/kns04.ht>

問い合わせ先 近畿農政局農村計画部農村振興課 小椋、山口
075-414-9050（直通）

（地域計画官）

■ 平成19年度事業新規拡充内容の紹介

◇農村コミュニティ再生・活性化支援事業（拡充）

本事業は、NPO法人や団体等の多様な主体の参画により地域づくりを推進していくため、団体等が実施する都市から農山漁村への定住を促進するための活動や農山漁村での地域産業の連携により農村経済を活性化させるための活動に対して支援を行う事業です。

平成19年度の政府の再チャレンジ支援施策として位置づけるとともに、団塊の世代を始めとするUJIターンをさらに推進することになりました。

具体的には、新たに農山漁村での起業と二地域居住の体制整備に向けたメニューを追加・拡充しましたので、活用を是非検討してみてください。

○新規住民の起業を促進するための体制整備

セカンドキャリアとして、農村部での起業を希望する者の再チャレンジを支援するため、ビジネスに活用できる地域資源等の地域情報の提供、地域で起業するに当たってのアドバイスを行うための相談窓口設置、地域の受入体制整備に向けたワークショップ・検討会の開催等に対して支援を行うとともに、地域が実施する起業希望者の誘致活動に対して支援を行います。

○企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備

在宅勤務制度等を活用したSOHO的農山漁村居住等により、企業に在籍したまま農山漁村での長期滞在を実現するため、農山漁村と都市部の企業・行政機関等との連携による、現役職員（将来の退職者）を対象とした中長期滞在プログラム策定のためのワークショップ、検討会の開催等に対して支援を行います。

詳細な事業内容はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/nouson/community/index.htm>

（農村政策課農村整備総合調整室）

◇広域連携等バイオマス利活用推進事業等（拡充）

～バイオマスプラスチックのリサイクル推進～

地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック製品の導入等を推進するため、バイオマスプラスチックの利活用を推進してきましたが、

更なる普及促進やリサイクルの仕組みの定着による循環型社会の実現、及び輸入に頼らないバイオマスプラスチックの供給体制の整備が必要とされています。

このため、平成19年度から広域連携等バイオマス利活用推進事業の拡充として、バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築及び国産原材料由来バイオマスプラスチックを定着させる事業への助成を導入することにより、バイオマスプラスチックのリサイクルシステム構築による循環型社会の実現や国産原材料由来バイオマスプラスチックの供給体制の整備を図ることとしました。

事業の内容としては、バイオマスプラスチックのリサイクルシステム構築や国産原材料由来のバイオマスプラスチックを定着させる取組として、①バイオマスプラスチック購入、②バイオマスプラスチックの啓蒙普及、③バイオマスプラスチックのリサイクル実証試験・実証委員会の開催、④その他本取組の推進に必要な事項の4つの取組に対して支援を行います。

詳細な事業内容については農林水産省HPにPR版を掲載していますので、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/nouson/nouson/biomass03/h19gaisan_pr.pdf

(農村政策課農村整備総合調整室)

◇広域連携共生・対流等対策交付金（新規）

平成19年度に新規事業として創設する「広域連携共生・対流等対策交付金」について、紹介します。

都市住民の「農」ある暮らし、二地域居住など田舎暮らしに対する願望が相当程度あることが世論調査などで明らかになっています。特に団塊世代や若い世代でその傾向が強く、これらの願望の実現は、若者や団塊世代の再チャレンジや第二の人生の充実の観点からも重要です。

都市住民のニーズを実現し、都市と農村の共生・対流を一層推進するためには、農村部主体の取組だけではなく、都市と農村が広域で連携して共通の目標を達成する取組が必要です。

このようなことから、本交付金は、都市と農村の多様な主体参加して行う広域連携プロジェクト等を国が公募方式により選定し直接採択する仕組みにより支援するものです。

事業の概要は次のとおりですが、ソフト、ハードとも事業主体が事業計画等を作成し、国が行う公募に直接応募して頂くことになります。

その中から、内容の優れたものを予算の範囲内で選定し、国が直接支援します。

【事業の概要】

1 広域連携共生・対流等推進交付金（ソフト）

(1) 事業内容

都会の若者の農村での長期農業等ボランティア活動の促進や団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験を通じ、共生・対流を活性化するための取組など都市と農村の多様な主体が参加して行う、広域連携プロジェクト等の支援。

(2) 事業主体：民間団体等

(3) 補助率：定額

2 広域連携共生・対流等整備交付金（ハード）

(1) 事業内容

都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備の支援。

(2) 事業主体：民間団体等

(3) 補助率：1/2以内

詳しくは、次へお問い合わせください。

問い合わせ先：農林水産省農村振興局企画部農村政策課

電話03-3502-8111（内線4597、4599）

担当：渡邊、池谷

また、農林水産省の都市と農山漁村の共生・対流のサイトもご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/nouson/chiki/gt/index.html>

（農村政策課都市農業・地域交流室）

■ 地域の実態に応じた多様な取組

◇交流人口の拡大に向けた担い手育成を目指して

～「いしかわ地域づくり塾」の取組～

○地域づくり人材の育成

住民主体の地域づくりの重要性が高まる中、それを担う人材の育成が最重要かつ最優先の課題となっていることから、平成16年11月に「いしかわ地域づくり塾」を創設いたしました。

いしかわ地域づくり塾では、地域づくりに興味がある方や、既に実践している方、課題を抱えている方など、それぞれに対応した4種類の講座を開講しています。各講座とも5～8回の回数で構成されており、実習を交えながら地域づくりに役立つノウハウの取得を目指すもので、平成18年末で150名を超える方が受講しています。

※いしかわ地域づくり塾の詳細は、次のURLからご覧いただけます、

<http://www.pref.ishikawa.jp/shinkou/juku/>

○現れ始めた成果

塾の受講者が、塾で学んだことを活かして行う、新たな地域づくり活動に対

する支援（助成）も行っています。

これまでの事例としては、里山の地域資源を活用した「能美の里山ファン倶楽部」の地域活性化の取り組み（石川県能美市）や、山麓の古民家を拠点とするにぎわい創出に向けた「雪だるまカフェ」開設の取り組み（石川県白山市）など、約10件の事業に対して助成しています。

このほかにも、県内各地で、地域づくり塾の受講者が核となる様々な取組が始められています。

○コミュニティビジネスに向けたモデル事業も実施

地域づくり団体が行うコミュニティビジネスへの支援も進めています。

最近の事例としては、アメリカの大手旅行代理店が企画するグリーンツーリズムの国内滞在地の一つに石川県が選ばれ、今年3月から10月にかけて、1,000人を超えるビジターが石川県中能登町などの農家を訪問し農作業を体験するツアーを受け入れることが決まりました。

石川県では、交流人口の拡大を目指して、今後ともこのような担い手育成に取り組んでいきます。

（石川県企画振興部地域振興課寄稿）

◇三重県多気郡大台町栗谷地区に体験民宿が開業

～山里の暮らしに触れてみませんか～

平成18年10月に三重県多気郡大台町栗谷地区で、農林漁家体験民宿開業に関する関係法令の規制緩和を活用し、2軒の農家が体験民宿を開業しました。三重県内では規制緩和後、初の体験民宿の開業となります。

この2軒の体験民宿は、受け入れ可能人数が5人程度と小さな体験民宿であるが、自宅の空き部屋を改装して客室として利用しています。

この地域の生活や文化を体験してもらうことを目的に、地元で穫れた野菜等を使用した夕・朝食の調理体験、そば打ち・こんにやく作り体験等を行うことができます。

詳しくは、次のサイトをご覧ください。

<http://www.pref.mie.jp/MURAS/satoweb/minshuku/mie.htm>

（東海農政局農村振興課）

■ 報告・お知らせ

◇平成18年度第2回「立ち上がる農山漁村」有識者会議が開催されました！

平成18年度第2回「立ち上がる農山漁村」有識者会議が、1月17日に首相官邸大ホールで開催され、安倍内閣総理大臣をはじめ、松岡農林水産大臣ほか政府関係者、有識者会議委員などが出席し、平成18年度「立ち上がる農山漁村」50事例が決定されました。

また、選定事例に、他の団体の模範となるような支援・協力を行っている企業や大学等の団体から、8団体が「立ち上がる農山漁村～新たな力～」として選定されました。

安倍総理からは、日本の原風景である農山漁村を守っていくことが「美しい国づくり」につながり、今後とも「立ち上がる農山漁村」を積極的に支援していく、との挨拶がありました。

また、松岡農林水産大臣からは、これまでに選定された100を超える事例の代表が一同に集まるサミットの開催についての提案があり、具体的な検討を行うことが決定されました。

「立ち上がる農山漁村」の取組は次のHPをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/tatiagaru/newpage9.htm>

=====

◇知的財産権を活用した地域活性化研修会（京都会場）の開催について

「立ち上がる農山漁村」の選定事例にみられるように、多くの農山漁村で、地域の創意工夫により地域固有の資源を活かしたユニークな地域活性化の取組が行われているところですが、一方でそのような地域独自の創意工夫がコピーされたりする等地域の長年の努力が十分な実を得ることができないなどの課題が見受けられる中で、これから立ち上がろうとする農山漁村の取組を支援するため、平成18年度より地域活性化に向けた知的財産権の活用についての研修会を各地で開催しています。

次の研修会は、2月26日（月）に京都会場（ホテル京阪京都）で開催しますので、参加を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局宛送付してください。（申込期限：2月16日（金））参加費は無料です。

詳しい研修の案内・申込用紙は次のHPをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/tatiagaru/titekizaisanboshu.htm>

（農村政策課農村整備総合調整室）

■ 農村振興局各課の紹介

◇農地整備課を紹介します！

農地整備課では、効率的かつ安定的な農業経営が可能となる生産環境を整えるため、区画整理、干拓及び農用地の造成の事業並びに農業用道路の整備を行う事業を所管しています。

具体的には、①生産性の向上及び土地利用の整序化を図る国営農地再編整備事業と、干拓によって新たに優良農地を造成する国営干拓事業、②食料供給力の確保や農業の生産性の向上を図り、農地の利用集積や担い手の育成・確保の契機となる経営体育成基盤整備事業、③地域の自主性や創意工夫を活かした柔

軟かつきめの細かい整備等を行う基盤整備促進（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の内数）、④農産物の物流の効率化や農村の生活環境の改善を図る農道整備事業を所管しており、これらの事業の実施に関して、関係機関との調整や企画・立案及び指導等を行っています。また、独立行政法人緑資源機構が実施する⑤農地を緊急かつ総合的に整備する農用地総合整備事業と、中山間地域において森林と一体として農用地を整備する特定中山間保全整備事業について、同機構の指導等を行っています。さらに、⑥土地改良事業に係る農家の負担金の軽減と計画的償還の推進に資する土地改良負担金総合償還対策事業についても、一部の事務について所管しています。

現在、日本の農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。そのような中で、食料の安定供給の確保及び多面的機能が十分に発揮されるよう、全力で取り組んでいく所存です。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。
(農地整備課)

◆◇ 編集後記 ◇◇

今号で紹介しました「立ち上がる農山漁村」有識者会議に大道具方で参加しました。会場には選定事例の活動内容や特産品など約50品を展示しましたが、その中でも「だいこんジャム」や「サザエカレー」など、地域資源を活用して開発したユニークな特産品も数多く見られ、出席者の注目を集めていました。

農山漁村には地域資源がたくさんあると思いますが、意外と地域に住んでいる人は気付かないことが多いようです。皆さんの地域でも観光客などの外部の人も利用した地域資源の掘り起こしをしてみたいかがですか。もしかすると磨けば光る”お宝資源”が眠っているかも？知れませんかよ！（S）

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◇

本メールマガジンに対する皆さまの声を遠慮なくお寄せください。また、皆さまの地域での活動や取組の紹介などもお願いします。皆さまからのご質問・ご意見、地域の活動などの情報につきましては、可能なかぎり回答あるいは紹介させていただきます。

また、読者の輪を更に広げていきたいと考えていますので、皆さまにおいて本メールマガジンに関心を持っていただけそうな方をご存じでしたら、どしどしご紹介いただきますようお願いいたします。

■ 編集発行

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局企画部農村政策課（担当）佐藤

TEL:03-3502-5946 FAX:03-3595-6340 mail:mailto:nouson_mm@nm.maff.go.jp
